

農地転用許可を伴わない現状変更届指導要綱  
(令和3年度改正)

軽米町農業委員会

## 農地転用許可を伴わない現状変更届指導要綱

平成12年5月24日制定 軽米町農業委員会

改正 平成28年3月24日

平成31年3月22日

令和2年7月22日

令和3年8月24日

### (目的)

第1 この要綱は、軽米町内における農地転用許可を伴わない農地等の現状変更（以下「現状変更」という）に関し、農地法（昭和22年法律第229号。（以下、「農地法」という。）の規定による農地転用許可制度との整合性を図るための指導を行うことにより、農地の効率的な利用と適正な管理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱で「農地等」とは、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。

2 この要綱で「農業用施設」とは、「農地法の運用について」（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長通知）別添の第2の1のイの(イ)のcの(a)に定めるものをいう。

### (届出の範囲)

第3 この要綱による届出の適用範囲は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する2アール未満の農業用施設に供する場合とする。

### (届出)

第4 第3に規定する現状変更を行おうとする者は、農地転用許可を伴わない現状変更届出書（様式第1号）を農業委員会に提出しなければならない。

2 前項における届出の工事完了期間は、原則として1年以内とする。

3 第1項の届出の内容に変更があった場合は、第1項の規定を準用することとする。

### (審査及び指導)

第5 農業委員会は、第4による届出書の提出があったときには、工事着手前に、当該地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地確認を行い、近隣の土地、建物に及ぼす影響等を審査し、指導助言をおこなうものとする。

2 届出書の提出があった場合には、直近の農業委員会総会に報告し、意見を伺うものとする。

(受理)

第6 農業委員会は、第5のより審査等を行った結果、適法と認められる場合には、農地転用許可を伴わない現状変更届受理通知書(様式第2号)により通知する。

(完了報告)

第7 届出者は、当該現状変更が完了したときは、当該地区の農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の確認を得て、農地転用許可を伴わない現状変更完了報告書(様式第3号)を農業委員会に提出しなければならない。

(無断転用防止の指導)

第8 農業委員会は、届出のあった事案について他の目的に転用されることがないよう監視及び指導するものである。

2 前項の規定による監視については、農地法第30条の規定による利用状況調査と併せて実施できるものとする。

(勧告)

第9 農業委員会は、届出書の提出のない現状変更の事実を発見したときは、速やかに第4に規定する現状変更届出書を提出するよう農地転用許可を伴わない現状変更届出勧告書(様式第4号)により勧告するものとする。

(関係機関との調整)

第10 現状変更に関して必要と認められる場合には、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月24日から施行する。

農地転用を伴わない現状変更届出指導要綱(平成2年2月27日)は廃止する。

附 則(平成28年3月24日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 なお、施行前の届出のあった農地等の現状変更届出については、従前の例による。

附 則(令和2年7月22日)

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

2 なお、施行前の届出のあった農地等の現状変更届出については、従前の例

による。

附 則（令和 3 年 8 月 24 日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 24 日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同施行規則第 29 条第 1 項第 6 号に該当する公共事業によって農地を一時使用する場合には、本要綱各条項を準用することとし、参考様式については別途定める。